

令和7年第12回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和7年12月23日（火）第11回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

（19名）

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長	橋 本 寿 夫	農地調整係長	大 貫 友 美
	主 事	渡 邊 姫奈乃	主 事	半 田 まゆか

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—◇—

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分に令和7年第12回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

2番 田 島 正 男 委員 、 11番 早乙女 八重子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買7件、贈与2件、交換3件、賃借権設定1件の合計13件の許可申請が提出されました。そのうち議案書4ページの12番につきましては新規就農の案件となり、事前に金子重博農業委員と根本英一推進委員による聞き取り調査を行いました。詳しくは別添の新規就農者面談記録のとおりになり、この後の地元農業委員の意見でも説明があります。また別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第1号の5番の案件が●●委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため同委員を一時退席させたのち、担当地区委員の意見を求めた。

◎高村委員 5番の上殿町の件でございますが、●●さんがご高齢だということで、それに対する賃借権の設定になります。●●委員は農業に関しましても第一人者でございますので、何ら問題は無いと思います。

◎議長は、5番について質問や意見を求めたが、質問や意見が無いため、5番の承認について諮り、許可することに決定した。

◎議長は●●委員の入室を促し、引き続き議案第1号について担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番の見野の件は、西茂呂の●●さんから見野の●●さんへの所有権移転ですが、●●さんの田に隣接している●●さんの田を購入するというものでして、何ら問題はありませんのでよろしくお願いいいたします。

◎田島正男委員 2番の栃窪の件は、栃窪の●●さんから栃窪の●●さんへの売買です。蕎麦を作るということになっております。問題ありませんのでご承認のほどよろしくお願いいいたします。3番の千渡の件は、加園の●●さんから千渡の●●さんへの売買です。1反歩も無い小さな面積で、調査書にはじやがいもやネギ等を作ると書いてあります、自家消費の野菜を作るようです。問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願いいいたします。

◎高村秀男委員 4番の件は、親から子への所有権移転になります。何ら問題はありませんので、ご承認のほどよろしくお願いいいたします。

◎黒川幸昭委員 6番の件でありますが、日光奈良部町の●●さんから、日光奈良部町の●●さんへの売買です。令和元年10月の台風によって河川が氾濫して納屋が全壊し、基礎の下が流出してしまいました。そこで思い切って屋敷替えをすることとし、その屋敷替えに付隨し

て農業用倉庫用地に隣接した畠を買うということです。問題はありませんのでよろしくお願ひいたします。

◎奈良茂男委員 7番の西沢町の件は、西沢町の●●さんから、同じく西沢町の●●さんへの無償による所有権移転になります。圃場整備事業を実施した際に道路で土地が分断されまして、お互いに使い勝手が非常に悪いということから、今回、●●さんの農地と●●さんの雑種地を交換して使い勝手を良くするということです。雑種地は●●さんのぶどうの施設の駐車場として活用するということですので、何ら問題はございませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎早乙女八重子委員 8番と9番の件は、池ノ森の●●さんと●●さんの土地をお互いに交換するということです。家も近所で、農地も仕事のやり易さを考えて交換をしたいということです。10番の件は、●●さんから●●さんへの売買です。今後は●●さんが田で耕作するということですので、何ら問題はございませんのでご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎神長守雄委員 11番の上石川の件は、●●さんから●●さんへの売買による所有権移転になります。●●さんは蕎麦を作るそうです。この周囲の農地でも●●さんが蕎麦を作っていますので何ら問題は無いと思います。

◎金子重博委員 12番の下粕尾の件は、下粕尾の●●さんから宇都宮の●●さんへの無償による所有権移転です。●●さんと●●さんは親子で、お父さんが高齢のため娘さんが米、野菜を作ることです。また●●さんは新規就農者ということで、12月9日に私と根本推進員、橋本局長、大貫係長、渡邊担当、半田担当と面接を行って参りました。すべて農機具もそろっていまして、また●●さんもやる気があると見て参りました。問題はありませんのでご承認をお願いいたします。

◎青木正好委員 13番の件は、北半田の●●さんから●●さんへの売買です。●●さんは現在6町歩ほど水田を作っています、今後も増やしていきたいとのことです。ここでも水稻を作るということですので、問題無いと思いますのでよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めるが、質問が無いため承認について諮り、5番をのぞく1番から13番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大貫係長） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。まず1番は、日光奈良部町において●●さん申請の農家住宅への転用であり

ます。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については農地の広がりが10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。2番は、池ノ森において●●さん申請の農業用施設への転用であります。申請地は周囲を畠、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地内の農業用施設用地であります。なお、申請地は既に農業用施設用地として使われていたため、始末書が添付されております。3番及び4番は令和4年度内に一時転用許可を行った営農型太陽光発電設備でありますが、3年間の一時転用許可期間満了を迎えるため、改めて許可を得るために申請されたものであり、申請者及び事業内容が同一であるためまとめて説明いたします。3番、4番は、中粕尾において●●申請の営農型太陽光発電設備への一時転用であります。申請地は周囲を畠、山林、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりが10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。本申請は営農型太陽光発電設備であるため、計画的な営農行為が条件であり、本申請の営農については、●●がどくだみ、ミント、牧草、よもぎを栽培する計画であります。既に収穫した作物はインターネット等で販売し、収益をあげているとのことです。本申請は一時転用であるため、令和10年度までの3年間、毎年2月末日までに営農状況についての報告が義務付けられており、一時転用期間満了後も事業を継続する場合には、再度転用許可申請を行うことが必要となります。以上、4条転用4件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎田島正男委員 12月15日に橋本局長、大貫係長、早乙女委員と私の4名で現地調査を行いました。議案第2号農地法4条の規定による許可申請についての現地調査の報告をさせていただきます。まず2番から報告させていただきますが、池ノ森の●●さんの件は、昭和60年頃に建物を建てており、始末書付きとなりますが農業用施設での申請は問題無いと見て参りました。そして1番、3番、4番は、周囲の状況から見て問題無いと見て参りました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎黒川幸昭委員 1番の日光奈良部町の件ですが、先ほど3条の件でご審議いただきました、台風による屋敷替えの関連であります。昨年7月の総会において農振除外が審議されておりまして今回は農家住宅敷地の転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をよろしくお願いいたします。

◎早乙女八重子委員 2番の池ノ森の件は、父親が昭和60年頃に建てたという話は聞いています。今は農業用施設としていろいろな農業機械が置いてあります。始末書付きにはなりませんが、問題はありませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎金子重博委員 3番、4番は●●の営農型太陽光発電設備の一時転用の更新です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大貫係長） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。1番は、武子において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畠及び山林に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。2番は、武子において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を山林、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。3番は、板荷において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畠、山林及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。4番は、板荷において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畠、山林及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。5番は、花岡町において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畠、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については第2種農地、その他の農地に区分されます。6番は、下沢において●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりが10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。7番は、日光奈良部町において●●さん申請の農業用倉庫への転用であります。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりが10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。8番は、口栗野において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畠、宅地及び道路に囲まれた農地であり第2種農地、その他の農地に区分されます。9番は、口栗野において●●申請の太陽光発電設備への転用であります。申請地は周囲を畠及び道路に囲まれた農地であり第2種農地、その他の農地に区分されます。以上、5条転用9件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎早乙女八重子委員 4条と同じく12月15日に事務局の2名と、田島委員と私の4名で現地調査を行いました。9件の案件がありますが、現地を確認してすべて問題無いと見て参り

ましたので、ご報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番と2番について申し上げます。事務局と現地調査員の報告のとおり何ら問題はありませんので、よろしくお願ひします。

◎竹澤 靖委員 3番と4番の件は、事務局と現地調査員のご報告のとおり、何ら問題ございませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎関口 清委員 5番の花岡町の件は、現地調査の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎高村秀男委員 6番の件につきましても、現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎黒川幸昭委員 7番の日光奈良部町の件ですが、先ほどの3条と4条に関連してまして、農業用倉庫の転用であります。現地調査員の報告のとおり何ら問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

◎神山卓也委員 8番、9番の口栗野の件は、いずれも●●への売買で太陽光発電設備への転用になります。場所は口栗野の栗野地区学校給食共同調理場に非常に近い場所になります、周囲も太陽光発電設備が既にできてるような場所です。現地調査員の報告、事務局の説明のとおり問題ありませんのでよろしくお願ひします。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番から9番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号と議案第5号及び議案第6号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第4号から6号「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき農用地利用集積等促進計画を作成し、同法19条によりこの農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聞くものとされています。この度、鹿沼市長より令和7年11月28日付けで、農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には、所有者・機構間契約、機構・受け手間契約、新規一括方式について記載しております。議案書11ページをご覧ください。所有者・機構間で

の計画が2件、3筆、5,005m²となっております。議案書12ページをご覧ください。機構・受け手間での計画が2件、3筆、5,005m²となっております。議案書13ページから26ページをご覧ください。一括方式での計画が、25件、82筆、210,095m²となっております。以上の計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律18条第5項第2号、3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第4号の1番から29番について許可することに決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時40分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和7年12月23日

議長

署名委員

署名委員
